

【基本診療料の施設基準等に係る届出について】

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療ＤＸ推進体制整備加算
- ・急性期充実体制加算 1
- ・救急医療管理加算
- ・妊産婦緊急搬送入院加算
- ・医師事務作業補助体制加算 1 （15対1）
- ・夜間100対1急性期看護補助体制加算
- ・看護補助体制充実加算 2
- ・療養環境加算
- ・無菌治療室管理加算 1 ・ 2
- ・精神科リエゾンチーム加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策地域連携加算 1
- ・指導強化加算
- ・重症患者初期支援充実加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ・病棟薬剤業務実施加算 1 ・ 2
- ・入退院支援加算 1
- ・入院時支援加算
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・救命救急入院料 1
- ・救命救急入院料 1 の精神疾患診断治療初回加算
- ・救命救急入院料 1 の早期離床・リハビリテーション加算
- ・特定集中治療室管理料 1 ・ 2
- ・特定集中治療室管理料 1 ・ 2 の早期離床・リハビリテーション加算
- ・特定集中治療室管理料 1 ・ 2 の重症患者対応体制強化加算
- ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 の早期離床・リハビリテーション加算
- ・小児入院医療管理料 5
- ・小児入院医療管理料 5 の養育支援体制加算
- ・入院ベースアップ評価料 7 9
- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・地域歯科診療支援病院入院加算

【特掲診療料の施設基準等に係る届出について】

- ・ウイルス疾患指導料
- ・埋込型除細動器移行期加算
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・外来緩和ケア管理料
- ・乳腺重症化予防ケア・指導料
- ・腎代替療法指導管理料
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・ニコチン依存症管理料
- ・開放型病院共同指導料(Ⅰ)
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1,2
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
- ・遺伝学的検査
- ・骨髓微小残存病変量測定
- ・がんゲノムプロファイリング検査
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・検体検査管理加算(Ⅰ),(Ⅳ)
- ・遺伝カウンセリング加算
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・長期継続頭蓋内脳波検査
- ・神経学的検査
- ・内服・点滴誘発試験
- ・前立腺針生検法（MRⅠ撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- ・経頸静脈的肝生検
- ・CT撮影及びMRⅠ撮影
- ・外傷全身CT加算
- ・血流予備量比コンピューター断層撮影
- ・乳房MRⅠ撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・救急患者精神継続支援料
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算 1
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算 1

- ・急性期一般入院基本料 1
- ・臨床研修病院入院診療加算
- ・超急性期脳卒中心算
- ・診療録管理体制加算 1
- ・急性期看護補助体制加算(25対1)
- ・夜間看護体制加算
- ・看護職員夜間配置加算（16対1）
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・緩和ケア診療加算
- ・摂食障害入院医療管理加算
- ・医療安全対策加算 1
- ・感染対策向上加算 1
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・術後疼痛管理チーム加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・データ提出加算 2 ・ 4
- ・地域連携診療計画加算
- ・認知症ケア加算 1
- ・精神疾患診療体制加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・救命救急入院料 1 の算定上限日数に関する基準
- ・救命救急入院料 1 の救急体制充実加算 1
- ・救命救急入院料 1 の早期栄養介入管理加算
- ・特定集中治療室管理料 1 ・ 2 の算定上限日数に関する基準
- ・特定集中治療室管理料 1 ・ 2 の早期栄養介入管理加算
- ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 の早期栄養介入管理加算
- ・小児入院医療管理料 5 の小児入院医療管理加算
- ・短期滞在手術等基本料 1
- ・看護職員処遇改善評価料 62
- ・歯科外来診療医療安全体制加算 2
- ・歯科外来診療感染体制加算 4

- ・高度難聴指導管理料
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・腎代替療法指導管理料
- ・慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・外来放射線照射診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1 の連携充実加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料の注9に掲げるがん薬物療法体制充実加算
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に掲げる相談支援加算
- ・がん治療連携計画策定料
- ・外来排尿自立指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- ・BRCA1/2遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- ・国際標準検査管理加算
- ・遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・脳波検査判断料 1
- ・補聴器適合検査
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・画像診断管理加算 3
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・心臓MRⅠ撮影加算
- ・頭部MRⅠ撮影加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・通院・在宅精神療法の療養生活継続支援加算
- ・認知療法・認知行動療法
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・センチネルリンパ節加算

- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1
- ・ストーマ合併症加算
- ・組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る）
- ・脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術含む）及び脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・緑内障手術（緑内障インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
- ・経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- ・人工内耳植込術，植込型骨導補聴器移植術
- ・乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
- ・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）及び腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- ・経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的動脈弁置換術）
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・不整脈手術　左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下臍体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下臍体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下小切開副腎摘出術
- ・腹腔鏡下小切開腎摘出術
- ・腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）
- ・陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下仙骨腔固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（乳房切除術（遺伝性乳癌卵巣癌疾患症候群患者に対する乳房切除に限る。））
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の20に規定する周術期栄養管理実施加算
- ・輸血管理料Ⅰ
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)，(Ⅱ)
- ・放射線治療専任加算
- ・1回線量増加加算
- ・強度変調放射線治療（IMRT）
- ・強度変調放射線治療（IMRT）の1回線量増加加算
- ・体外照射呼吸性移動対策加算
- ・画像誘導密封小線源治療加算
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・医療機器安全管理料(歯科)
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

- ・人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- ・仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術
- ・緑内障手術（流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検（併用）
- ・乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- ・胸腔鏡下肺切除術　区域切除及び、肺葉切除又は1肺葉を超えるもの（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術　区域切除及び、肺葉切除又は1肺葉を超えるもの（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ・胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・経皮的冠動脈形成術　（特殊カテーテルによるもの）
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・経皮的僧帽弁クリップ術
- ・不整脈手術　左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）植込型除細動器交換術（その他のもの）
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・経皮の下肢動脈形成術
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（側方）
- ・腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・胆管悪性腫瘍手術（臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。）
- ・腹腔鏡下臍腫瘍摘出術
- ・内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下小切開腎部分切除術
- ・腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・埋没陰茎手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術）
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に規定する手術（子宮付属器腫瘍摘出術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮付属器腫瘍摘出術に限る。））
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の21に規定する再製造単回使用医療機器使用加算
- ・輸血適正使用加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・周術期薬剤管理加算
- ・外来放射線治療加算
- ・高エネルギー放射線治療
- ・画像誘導放射線治療（IGRT）
- ・定位放射線治療
- ・定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他）
- ・病理診断管理加算2
- ・歯科治療時医学管理料
- ・精密触覚機能検査
- ・口腔粘膜処置
- ・レーザー機器加算